

携帯電話の取扱業者の皆さまへ

青少年の健全な育成に関する条例が改正されました（平成23年4月1日から適用）

青少年をインターネット上の有害情報から守るため、青少年が使用する携帯電話等については、
▶ 販売時に青少年や保護者に対して、インターネット利用における危険性等を説明すること
▶ 保護者からのフィルタリングサービスを利用しない旨の申出には、正当な理由が必要であること
などが新たに定められました。

主な改正内容

携帯電話端末による有害情報の閲覧の防止（第18条の4関係）

1. 青少年が使用する携帯電話等について、携帯電話インターネット接続役務に係る契約（変更契約を含む）を締結する場合には、青少年又はその保護者に対し、次の から までの事項を説明し、その内容を記載した説明書を交付していただくことになりました。

携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生じること。
青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
携帯電話インターネット事業者は、条例第18条の4第1項の書面の提出があった場合に限り、フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができること。

2. 青少年が使用する携帯電話等において、保護者からフィルタリングサービスを利用しない旨の申出がある場合には、保護者に対して次の事項を記載した書面の提出を求めていることになりました。

申出者氏名 申出年月日 申出者住所 申出者電話番号
フィルタリングサービスを利用しない旨の申出ができる理由

保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出ができる理由

- ▶ 保護者とその保護する青少年の携帯電話等でのインターネット利用状況を適切に把握すること等により、青少年がインターネット上での有害情報を閲覧することがないようにすること。
- ▶ 就労している青少年が、フィルタリングサービスを利用することで、その就労に著しい支障が生じること。
- ▶ 障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリングサービスを利用することで、その日常生活に著しい支障が生じること。

3. 保護者からのフィルタリングサービスを利用しない旨の申出書を保存していただくことになりました。
電磁的記録でも可

京 都 府

このチラシについてのお問い合わせは京都府府民生活部青少年課まで
電話 075(414)4305 FAX 075 (414)4303 E-mail seisho@pref.kyoto.lg.jp

青少年の健全な育成に関する条例（抜粋）

（インターネットに係る努力義務）

第18条の3

3 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）の販売又は貸付けを業とする者は、営業に当たつて、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。）に係る情報その他必要な情報を提供するように自主的に努めなければならない。

（携帯電話端末による有害情報の閲覧の防止）

第18条の4 保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「整備法」という。）第17条第1項ただし書の規定による申出をするときは、必要的記載事項（次の各号のいずれかに該当すること及び申出者の氏名その他規則で定める事項をいう。第3項において同じ。）を記載した書面を携帯電話インターネット事業者（整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務（整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の利用の状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- (2) 就労している青少年が、フィルタリングサービス（整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用した場合に当該青少年の就労に著しい支障を生じること。
- (3) 障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の日常生活に著しい支障を生じること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める正当な理由があること。

2 携帯電話インターネット事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合（契約の内容を変更する場合にあつては、前項の書面が提出される場合に限る。）には、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生じることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

- (1) 青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合
- (2) 青少年を携帯電話端末又はPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を保護者が締結する場合

3 携帯電話インターネット事業者は、第1項の書面の提出があつた場合に限り、フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、前項の契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し又は必要的記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則（抜粋）

（フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面に記載すべき事項等）

第2条の3 条例第18条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出年月日
 - (2) 申出者の住所及び電話番号
- 2 条例第18条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
 - (2) 携帯電話インターネット事業者は、条例第18条の4第1項の書面の提出があつた場合に限り、フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができること。
- 3 条例第18条の4第3項の規則で定める日は、当該契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。